



令和 元年 11 月吉日

お客様各位

TCLC 日本総代理店
株式会社サンキュウ SHIPPING
総代理店部 業務 G

東南アジア航路 LSS(Low Sulphur Fuel Surcharge)改定のご案内

拝啓、貴社ますますご清栄の事とお喜び申し上げます。
平素より格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さてこの度、Taicang Container Lines Company Limited. (TCLC)は MARPOL 条約に基づき、2020 年 1 月より施行されます硫黄含有率の規制に対し、新基準を満たす為、低硫黄燃料への切り替えを行っております。これに伴い運航コストの増加により TCLC は東南アジア航路の(日本輸出入貨物)に対して下記の要領にて LSS (Low Sulphur Fuel Surcharge) を改定させて頂く事になりましたのでご案内申し上げます。

誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象航路 : 東南アジア航路(太倉 T/S 東南アジア OR 日本各港含む)
2. 対象貨物 : 東南アジア輸出入貨物

3. 改定料金

<輸入> 積地払い(Prepaid) ⇒ 運賃の支払い条件による
(改定前) USD15/20FT USD30/40FT



(改定後) USD75/20FT (GP/DG/FR/OT/TK) USD150/40FT (GP/HC/DG/FR/OT)
USD112.50/20FT (RF Container) USD225/40FT (RF/HR Container)

<輸出> 揚地払い(Collect) ⇒ 運賃の支払い条件による
(改定前) RMB100/20FT RMB200/40FT



(改定後) USD75/20FT (GP/DG/FR/OT/TK) USD150/40FT (GP/HC/DF/FR/OT)
USD112.50/20FT (RF Container) USD225/40FT (RF/HR Container)

4. 適用開始日 輸入:2019 年 11 月 15 日 積地(東南アジア)を出港する本船より。
輸出:2019 年 11 月 15 日 積地(日本)を出港する本船より。

※輸出入を問わず同一本船で各積港の出港日が 11/14 以前は適用外、
11/15 以降は適用となります。

※上記開始日は TCLC の ORIGINAL SCHEDULE に準じます。

ご不明な点は弊社各営業担当、または輸出入窓口までお問い合わせ下さい。

以上